

水産政策審議会資源管理分科会
第123回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第123回資源管理分科会
議事次第

日時：令和5年3月17日（金）10:00～11:46

場所：A P 浜松 D・E ルーム

（東京都港区芝公園芝パークビルB館 地下1階）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第413号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更
（本則並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙
2の変更等）について

諮問第414号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に
関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更について

諮問第415号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））
に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更等について

【審議事項】

- ・「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

- ・国の留保からの配分等について
- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について
- ・漁業構造改革総合対策事業等の進捗状況について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 定刻となりましたので、ただいまから第123回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

初めに御案内でございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手していただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中9名の方に御出席いただき定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして16名中7名の方に御出席いただいております。

では、次に配付資料を確認いたします。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後、資料一覧がございますが、1枚めくっていただきまして、資料1から資料9まで枝番も付いているものがございますが、配付させていただいております。

もし、資料に不備等がありましたら、会議途中でも事務局の方にお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、議事の進行を田中分科会長をお願いいたします。

○田中分科会長 本日は、諮問事項が3件、審議事項が1件、報告事項が4件でございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第

1 項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第413号ですが、本件は諮問第414号と関連することですので、事務局から併せて説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。

まず、まず諮問文を読み上げます。

資料は 2 - 1 と資料 3 - 1 になります。

4 水管 第 3709 号

令和 5 年 3 月 17 日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙 2 の変更等）について（諮問第 413号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料 3 - 1 でございます。

4 水管 第 3710 号

令和 5 年 3 月 17 日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第 414 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず、資料 2-1 の方ですが、2 ページ目以降に告示の案、変更部分は新旧対照表のものがございしますが、御説明は 7 ページから、資料 2-2 で御説明させていただきます。

今回の変更事項は、本則における漁獲可能量による管理に係る規定の見直しについて、別紙 2-16、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群における漁獲可能量の算定方法に係る規定の見直しでございます。

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定としております。

変更事項の概要について、8 ページを御覧ください。

まず、変更事項 1 についてです。

1 変更の趣旨のところでございます。本則第 1 の 2 の（4）では漁獲可能量は、最新の

資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式により導かれる生物学的漁獲可能量の範囲で定めるものとされております。

一部の特定水産資源については、資源の特性上、毎年の加入量の水準等によって全体の資源量が大きく変動することがあります。その場合、毎年の評価によって算出される生物学的漁獲可能量や、それに基づいて設定される漁獲可能量も大きく変動します。

地域にとっても産業上重要と考えられる特定水産資源の漁獲可能量の大きな変動は漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けることとなります。このため当該管理年度の最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される翌管理年度の生物学的漁獲可能量が一定程度増加することが示されている場合には、科学的に妥当な条件下で目標管理基準値の達成に支障がない前提で、当該管理年度の途中で当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとする、というものです。

変更内容については2のところでございます。具体的には本則第1の2の(4)に管理年度途中の漁獲可能量の調整の規定を追加するというものでして、その内容はここに記載されておりますとおり、当該管理年度の最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される翌管理年度の生物学的漁獲可能量が一定程度増加することが示されている場合、科学的に妥当な条件、目標管理基準の達成に支障がないことを前提として、当該管理年度の途中で当該年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、科学的な条件下とは、以下を指す。

①当該特定水産資源の親魚量が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力の値が、当該特定水産資源に係る漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。

②当該特定水産資源の親魚量が、限界管理基準値以上の水準にあること。

③科学的に十分な精度で、一定程度の生物学的漁獲可能量の増加が見込まれていること。

④当該管理年度における漁獲可能量の変更の時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前、又は最中であること。

⑤最新かつ利用可能な最善のデータに基づく資源評価が既に公表されていること。

というものです。こちらは本則ですので、全ての特定水産資源に共通の規定というものでございます。

次のページを御覧ください。

変更事項 2 についてです。

変更の趣旨でございますけれども、こちらはまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきましては別紙 2-16 の第 4 の 3 で、TAC は①、②に掲げる、まさば、ごまさばの ABC の合計値の範囲内で定めることとされておりますが、先ほど御説明しました本則の漁獲可能量による管理に係る規定の一部修正に基づいて、当該管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される翌管理年度の生物学的漁獲可能量が一定程度増加することが示されている場合には、科学的に妥当な条件下で、目標管理基準値の達成に支障がない前提で、管理年度の途中に当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとする、というものでございます。

2 の変更事項の内容のところを御覧ください。

具体的には、第 4 の 3 の漁獲可能量の算定方法を定める方法に管理年度途中の漁獲可能量の調整の規定を追加するというものです。まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される翌管理年度の生物学的漁獲可能量が当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも 70% 以上増加することが示された場合には、科学的に妥当な条件下で、資源管理の目標の達成に支障がない前提で、当該管理年度の途中に以下の方法により当該管理年度、翌管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

① 当該資源の親魚量が令和 12 年に少なくとも 50% の確率で別紙 2-16 の第 3 の 1 の

(1) 又は (2) の目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量を追加する。

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は別紙 2-16 の第 4 の 3 の規定に従い算出した数量から追加した数量を減じた数量とする、という内容のものでございます。

7 ページにお戻りください。

今後のスケジュールでございますが、本日、御承認いただきました場合には令和 5 年 4 月中に官報に掲載して官報掲載日で同日施行としたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 3-1 の 3 ページを御覧ください。

ここが数量の告示の改正の新旧対照表でございます。内容につきましては 5 ページから資料 3-2 で御説明します。

今回の変更は、先ほど御説明しました基本方針の変更について御了承いただいた場合に変更後の規定に従って、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のTACを変更するというものでございます。TACの変更案ですが、まさば対馬暖流系群につきましては、令和4管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される令和5管理年度の生物学的漁獲可能量が令和4管理年度の生物学的漁獲可能量よりも70%以上増加することが示されております。

このため資源管理基本方針の規定に基づき科学的に妥当な条件の下で親魚量が令和12年に少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲内で関係者の要望も踏まえまして、令和4管理年度の漁獲可能量を調整することとする、というものでございます。

この調整する数量につきましては、全量を国の留保へ繰り入れた上で、数量明示の管理区分間の合意に基づいて配分を行うこととしたいと考えております。

具体的には令和4管理年度のTACを現在12万9,000トンですけれども14万3,030トンに変更することとしたいという内容でございます。

御説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

谷委員、どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の基本方針変更について、御担当の皆様にご尽力を頂いたことにまず感謝を申し上げます。

今漁期のさば類は太平洋系ではさば資源がMSYを上回る基準と評価されているにもかかわらず、海洋環境の変化によるものか、魚群が見られず、例年の盛漁期である11月以降の漁獲がほとんどありません。対馬系はTAC設定時の評価で資源が減少と推定され、TACが前年より3割削減されましたが、最新の評価では同じ資源がTAC設定時の評価の1.5倍と推定されています。

実際の漁場でも昨年末以降、今まで見たことがないような濃密な魚群が形成され、さば操業だけでなく、混獲回避でさば以外の操業も大きく制約されています。このため大手の

水産会社がさば缶詰の出荷を停止するなど、さば類の流通、加工業者にも大きな影響が及んでおり、さば缶ショックとしてマスコミに報道されています。

一方で、我々と同じ対馬系さばを対象とする中国漁船の東シナ海の漁獲が大幅に増加しているとのうわさもあります。太平洋は資源がM S Y水準でも海洋環境の変化で漁獲できない。対馬は資源評価が資源状態を反映せず、資源があっても我が国は漁獲できず、同じ資源を外国漁船が我が国のT A C規制を受けずに操業している状況です。

今回のようなことが続けば、漁業者も加工流通業者も将来への不安で投資計画が立てられず、国が掲げる水産業の成長産業化に結び付かないと思います。

資源評価の一層の精度向上をお願いいたしますが、現在の科学で資源評価にはある程度のぶれがあることは避けられないと思います。

前回は申し上げましたが、評価にぶれがあることを前提に具体的管理方策は資源保護と操業や加工流通の安定を両立させるための改善が必要と思います。今回の基本方針の変更はその一歩と思い感謝いたしますが、翌管理年度から繰り入れた漁獲可能量のうち、未利用量は無駄枠となってしまうこと。資源評価の公表が漁期後半の魚種では盛漁期中の調整が困難なことなど、今後に向けた改善が必要と思います。

また、今回の前借り以外にもくろまぐろ、みなみまぐろの管理では、国際的に認められている全管理年度からの繰越しを認めることや、複数年のT A Cなど、これまでにとられない柔軟な運用の検討を是非ともお願いいたします。

さらに、現在かたくちいわし、うるめいわし等のT A C種追加が検討されています。さば類については、T A Cが開始されてから26年目であり、科学者、行政、我々業界も様々な経験を積み重ね、資源評価のデータも蓄積されていますが、本漁期のような問題がそれでも発生しています。

かたくちいわし、うるめいわし等のT A Cについては、さば類に比べ資源評価のデータが限られ、さらに資源の変動が大きく突発的な漁獲の積み上がりが発生する混獲が多く、他魚種操業への大きな影響がある等の問題があります。これまでどおりのT A C管理では漁業、加工、流通業者に大きな影響を与えることは必死と思います。

先日のステークホルダー会議でも大部分の参加者からこれらの問題への解決策を提示し、関係者の納得を得てから本格的なT A C導入に進むよう強く要望されています。既存のT A C種についての運用の改善を行うこと。T A C種追加については、資源評価の精度、大

きな資源変動、混獲等の問題への解決策を提示し、関係者が納得した上で行うことを改めて要請いたします。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

○資源管理推進室長 今回は本則を改正したということで、これは全ての特定水産資源に係る規定でございます。また、まず、まさば及びごまさばについて、個別の改正はいたしました。必要に応じてこういったことは、改善の取組としてやるということで考えておりますし、このやり方に限らずほかの既存魚種やTAC管理の対象に追加を検討中の魚種についても、資源管理の目標達成に支障がないことを科学的な妥当な条件というものを考えた上で、柔軟な運用を考えてまいりたいと思っております。

○田中分科会長 よろしいですか。

次は三浦委員、どうぞよろしく申し上げます。

○三浦委員 全漁連の三浦です。

今、谷委員から、前借りした漁獲枠が未利用になった場合、それは翌年に繰り越せないと言われてましたが、未利用枠を繰り越せないということになると、活用されない死に枠になりかねないので、年度繰越しができる措置や制度が必要ではないかと思っております。

また、すけとうだらなどの外国とのまたがり資源においては、加入や来遊が多い場合には、前借りした漁獲枠を複数年で返していくような制度もあると聞いておりますので、漁獲枠の平準化や未利用枠を減らして漁家経営を安定させるためにも枠の繰越しを含めた柔軟な対応が必要だと思っておりますので、検討の方、お願いします。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

柔軟な運用についてでございますけれども、御意見、御要望が多数あることは承知しておりますが、科学的な妥当な条件というところを、結果的に獲り過ぎということにならないようなリスクの評価をどうするかという点ですとか、仕組みがあまりに複雑になると運用しづらくなるというような面も考慮しながら考えてまいりたいと思っております。

○田中分科会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 はい。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ほかにございますでしょうか。

井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 山陰旋網の井本でございます。

先ほど谷委員の方からTAC管理が加工流通に与える影響や水産業の成長産業化ということで触れられましたので、ちょっと日本海側のまき網の主たる水揚げ港である境港の状況について少しコメントをさせていただければと思います。

まさばは、まいわし、まあじと並んで境港の主要魚種でありますけれども、現在のような、先ほど谷委員もおっしゃられました対馬系のTAC対前年比で30%減ということで、そういった不確実な要素が多い。資源評価によって良好な漁場形成があるにもかかわらず、水揚げ制限等をせざるを得ない状況でございます。

まいわしも同様ですけれども、このような状況が続くようであれば、漁業者だけではなく陸上、加工、業者を含めた水産関係者は将来の見通しが立たないと、施設更新等についても皆一様に不安を感じております。

既に境港の陸上施設は冷凍冷蔵庫の老朽化であるとか、フロン問題、また労働力不足等多くの課題を既に抱えております。今後、資源が増加し、漁獲量が増えたとしても現状のままでは陸上の処理能力が追い付かないことは明白でございますので、ここ数年来、境港では共同利用冷蔵庫の必要性というのが地域の共通認識としてございました。

それを受けて、今般、新たに冷凍冷蔵施設を整備することが決定いたしまして、今後、令和7年度の供用開始に向けて現在計画が進行している状況です。

水産業の成長産業化を進めるためには、冷凍冷蔵庫の拡充というのが最重要課題の一つでございます。そのためにはTAC管理により漁獲量が安定的に推移し、漁業者が陸上産業へ安定供給ができること、かつ輸出拡大を図ることが必須だと考えております。

谷委員がおっしゃるとおり、TAC管理の運用に当たっては漁業や加工流通業等々の陸上産業の安定も視野に入れて、引き続き今後も柔軟な対応を重ねてお願いしたいと思えます。しつこいようですがよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 御要望を承ったということでよろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

私の方から一つだけ、コメントがあるんですけども、皆さんおっしゃられるように、

原材料の安定供給というのは大事なことなんです。その方策として例えば繰越制度、漁獲の取り残しの繰越制度が一つ、それからもう一つはブロッククォーターといって3年間で合計何トン、あと獲るのは各自というか、漁業者に任せるというか、そういうやり方が一つ。あと抜本的には今の漁獲管理ルールというのが、変動が大きくなっちゃう仕組みになっています。例えば資源量が大きいと、たくさん枠が出る、必要以上に枠が出るんです。

加工場の処理能力以上に枠が出るし、獲れないときは逆に全然枠が出ないという、そういう漁獲管理規則になっていて、そこを変えるということは研究所の方の大きな課題だと思います。

レビューペーパーが既に出ているぐらいで、いろいろな漁獲管理規則というのがもう考案されていて、その変動を押さえるにはどうしたらいいかという研究も既に行われていて、今のやり方だと資源量が大きいと単純に比例して大きくなるけど、そうすると漁獲量はものすごく高くなるんだけど、そんな獲れないし、実際に、獲っても売れないし、だからそこは押さえて、翌年に親の量として残して、そうすると親がある程度残るので、その変動が少なくなるんです。親の量がある一定数量以上確保できるから。そういう漁獲管理規則というのがもう既に研究されています。

その辺を機構の方で、研究してもらえないかというのが私の方からのコメントです。そうしないと多分、このハーベスト・コントロール・ルールだと永遠にこの問題は解決しないと思います。余計なことを申しました。

ほかにございますでしょうか。

○資源管理推進室長 パブコメの状況を御報告するのを忘れていました。失礼しました。

先ほど御説明しました資源管理基本方針の一部変更案につきましては、2月15日から3月16日までパブリックコメントの手続を実施いたしました。その結果、2件の意見の提出がございましたが、内容の変更を求めるものではありませんでした。

なお、今後原案について大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長の御了解の下、修正したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中分科会長 特段、パブリックコメントとしてはなかったということだそうです。

ほかにご意見、御質問等がございますでしょうか。

ウェブ参加の方も聞き取れましたでしょうか。

いろいろ御要望を出されたという。その点については今後改善していただくということで、本件につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 特段、御反対はないようですので、そのように決定したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、次に諮問第415号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更等について、に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料4-1を御覧ください。

諮問文を読み上げます。

4 水管 第3598号

令和5年3月17日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更等について（諮問第415号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について別紙の取扱いとしたい

ので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

令和5管理年度における繰越し及び追加配分の方法につきまして、次のページの別紙で御説明いたします。

1の背景のところでございます。

令和3管理年度から令和4管理年度へのくろまぐろの漁獲可能量未利用分の繰越し及び繰越し等による追加配分に伴う漁獲可能量及び配分量の変更につきましては、手続の迅速化を図るため、事前に水産政策審議会に配分方法等の案を示し、その了承を得た上で、事後報告で対応できることとさせていただきました。

令和5管理年度におきましても、漁獲可能量の繰越し及び追加配分につきましては、令和5管理年度開始直後に盛漁期を迎え漁獲の急激な積み上がりが懸念される都道府県や大臣管理区分があることに鑑みまして、手続の迅速化を図るため追加配分の方法について今回御承認を頂き、具体的な数量につきましては、事後報告ということで対応させていただきたいと考えております。

繰越し及び追加配分の方法について御説明します。3のところです。

WCPFCにおいては、漁獲枠の未利用分につきましては漁獲枠の17%を上限に繰越し可能とされております。国全体として17%を上限として繰り越すという案でございます。

このうち、大臣管理区分及び都道府県ごとに当初配分量の10%まではそれぞれにおいて繰り越すこととしまして、この10%を超える部分につきましては、国の留保に繰り入れた後で小型魚についてはこの3ページに記載の（1）、大型魚については次のページに記載しております（2）により留保から追加配分を行うこととする、という案でございます。

具体的な配分方法の御説明の前に、繰越しの見込みについてまず御説明したいと思えます。

資料4-2、11ページを御覧ください。

11ページの下の部分に、これは今年1月末までの漁獲実績から推計した令和4管理年度における繰越し見込みの数量を記載しております。

国全体の繰越しとしまして、小型魚では534.6トン、大型魚では366トンという見込みとなっております、いずれも漁獲枠の17%に達しない数量というような見込みとなっております。

ります。

次のページの上を御覧ください。

1月末までの実績から推計した結果、国の留保に繰り入れられる繰越数量は、先ほどの表のものは各区分の繰越しも含んでおりますので、留保に繰り入れられる数量としては小型魚につきましては440トン程度、大型魚につきましては140トン程度と見込まれております。

昨年度は小型魚につきましては、591.2トン、大型魚418.3トンということなので、かなり減少すると見込まれております。

この繰越しの配分方針といたしましては、昨年から変わらず小型魚、大型魚共に超過リスク対策として100トンを超えて留保に残した上で、小型魚は全量を沿岸漁業に、大型魚は沿岸漁業に優先的に配分するとされております。方針としてはそのように規定されておりますが、今年度、大型魚につきましては、全量を沿岸漁業に配分するという案としております。昨年度は50トンで大中型まき網漁に配分しましたが、今年度につきましては大型魚も全量を沿岸漁業に配分する案としているものでございます。

配分方法について御説明いたします。

3ページにお戻りください。3のところでございます。

小型魚も大型魚も基本は昨年と同じですけれども、先ほど申し上げたとおり、繰越しで追加配分できる数量が減少するということから、いわゆる譲渡メリットとして配分する数量に上限を設けたということが昨年から変更する点でございます。

まず、小型魚について3ページの(1)のところです。

追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、ここに書かれておりますアからエの方法により配分をします。

アですけれども、まず当初配分において過去の超過分を一括して差し引きしたものの、漁獲枠の増枠に伴って令和3管理年度と比較して増加した数量は、管理のために使用したいとの要望があった都道府県、具体的には北海道に15トン配分するというものです。ただし、この数量につきましては、過去の超過分として取り扱うというものです。

次のページのイのところでございます。追加配分の今の15トンの部分、アによる配分量を減じた数量の2分の1を令和4管理年度の当初配分量の比率で都道府県に配分するというもの。

次のウが、イで配分した残りの数量のうち、令和4管理年度において配分量を他の都道府県に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量の7パーセントを上限に、当該譲渡数量と等量を配分する。というものです。いわゆる譲渡メリットというものです。

ちょっと文字だと分かりにくいかもしれませんが、12ページの下に図が載っているものでございます。

ここまでは昨年と同じですが、先ほど申し上げたとおり、今年度はウにただし書を追加しております。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、イで配分した残りの2分の1の数量を超える場合には、イで配分した残りの2分の1の数量を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにもかかわらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する、ということで、エで配分する数量を確保するために、この譲渡メリットにつきましては、計算した数量が一定量を超えた場合には、比率で案分するというような方式としております。

そして、エが令和4管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を均等割で配分する。というもので、いわゆる消化率メリットというもので、資料13ページの上に掲載しているものになります。

次に、大型魚についてでございます。大型魚につきましても、追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、ここに記載しているアからエの方法で、都道府県に対する追加配分を行うこととする。という案でございます。

アのところです。都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量を各都道府県の平成27年度から令和3年度までの漁獲量の最大実績の一定割合の数量と令和5管理年度の当初配分量との差の数量を配分する、というものです。

イが都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量を各都道府県の平成27年度から令和3年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。というものでございます。

ウが譲渡メリット、先ほど御説明したものですけれども、小型魚のところでも説明したものですけれども、上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和4管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量の7%を上限に、当該譲渡数量と等量を配分する。というものです。

こちらもただし書を今年度は追加してございまして、当該方法により計算される配分数量

の合計が、ア及びイで配分した残りの2分の1を超える場合には、ア及びイで配分した残りの2分の1の数量を譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにもかかわらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する、という上限を設けるというものです。

エにつきましては、消化率メリットということで、令和4管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を均等割で配分する。というものでございます。

今、御説明した方法により追加配分をした場合の各都道府県への配分の見込み数量の試算結果は資料15ページ以降に参考として載せております。これは飽くまで現時点での消化見込みから試算した結果ということですので、この数量で配分することが決定したというものではございません。

なお、先ほど譲渡メリットの上限、配分する上限数量を設定するということを申し上げましたが、現時点での試算の結果では小型魚につきましては、譲渡メリットの上限に達しませんが、大型魚については上限に達するものと見込まれているという状況でございます。

それから、4ページにお戻りください。

下の方に、(3) 大中型まき網漁業の繰越しという項目がございます。

大中型まき網漁業につきましては、総量で管理する区分とIQで管理する区分がございまして、今年度の繰越しにつきましては、総量管理区分とIQ管理区分の漁獲可能量の合計の10%を繰り越せるということにしており、そのうちIQ管理区分での未利用分につきましては、IQ管理区分に繰り入れるというような形になるというものでございます。

この手続、御承認いただきました場合には、農林水産大臣は変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表するというものでございまして、また都道府県の数量を変更したときはこれを通知するというようになっております。都道府県知事は大臣の通知を受けたときには漁業法第16条第5項の規定で準用する手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う、という手続になっております。

以上が今回の未利用分の繰越しによる追加配分の方法の案でございます。

よろしく願いいたします。

資料に、1点修正がございます。資料7ページです。

下の令和5管理年度の管理のところ、管理の期間のところ、都道府県のところが「令和5年4月から令和5年3月まで」となっておりますが、「令和5年4月から令和6年3月

まで」の誤りでございます。申し訳ありません。修正させていただきます。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 12ページの上のスライドで、大型魚の追加配分は沿岸漁業に優先的に配分する。これは本年の扱いとしては理解いたします。ただ、今回の規定の変更によって、4ページの規定の変更によって、アの場合、イの場合、ウの場合においてもこれは漁船漁業大臣区分由来の原資の枠であっても、これは全て都道府県枠に配分するということが固定されるということですか。もし、私の理解がそのとおりであるならば、それについてのどういった理由でそういった扱いになるのかということをお説明願いたいと思います。

○田中分科会長 室長の方から。

○資源管理推進室長 御説明いたします。

今回、この案につきましては固定というか、昨年と同じ考え方で配分いたしますということでございます。基本的には先ほど申し上げたとおり沿岸漁業優先という考え方でございます。日本としての漁獲枠が変わらない中で、なかなかここを変えていくというのは難しい状況なのかなと思っておりますが、状況を見ながら、変えられるかどうか今後検討する必要がある部分が出てくるかもしれないと思っております。

○田中分科会長 齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員 やや要領を得ないところもありますけど。

○田中分科会長 今後枠が増えたときに、ちょっといろいろ論議になるんじゃないかと思っておりますけれども。

○齋藤委員 関連するわけですが、都道府県の、今の段階での漁獲実績がここには報告されていないようなんですけども、どこかにそれはありますか。

○田中分科会長 それがないと計算できないはずなので、どこかにあるはずですよ。

○資源管理推進室長 資料8ページです。1月末時点での漁獲実績、漁獲状況を掲載しております。

○齋藤委員 私は漁業者であって、漁業者が自らの漁業活動を制約するようなことを言う

のは本当は余り望まないところではありますけれども、現行のより沿岸漁業の方がくろまぐろ漁業においては非常に混乱が多い。私も気仙沼の漁業協同組合の組合長ということで、卸売市場の運営に関わっておりますけれども、非常に全国の漁船が入る、あるいは沿岸漁業がある、そういった中で非常に混乱が起きている。冒頭に申し上げたように、自らが制約するような制度を作ってくれというのは本当はおかしいんだけど、やはり漁獲統計制度であったり、統計証明であったり、あるいはタギングであったり、これは早急にやってもらわないと、現場が大変混乱するということなので、その辺は考慮願いたいと思います。

○資源管理部長 まず、大臣管理漁業と知事管理漁業の関係について申し上げますと、国際的なWCPFCによる漁獲枠が増えたときに、まず近かつさんの部分につきましては、過去に相当獲っていた時代の部分をちゃんと手当するような形に戻したというのが現状の枠の前提になっております。その上で、管理の中で相当御苦労されている都道府県の方に若干繰越しの中から余剰分はうまく円滑に管理できるようにということで、今の規定が出来上がっているということでございますので、その点はちょっと御理解いただけると有り難いなと思います。

それと今、齋藤委員がおっしゃいましたのは恐らく全般的な意味でのくろまぐろの管理に係る問題点の指摘だというふうに受け止めをいたしました。この点につきましては、いろいろ報道でも、特定の地域の話はいたしませんけれども、指摘されておまして、現在水産庁の方でちょっともう調査を、各地の水揚げ状況、あるいはTACの報告の仕方というのでしょうか。そういったものを調査している最中でございます。

しっかりそういったものを踏まえまして、国全体としての管理が適切に行われるように、我々の方も検討を進めてまいります。

よろしく申し上げます。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

一応、要望が出されたということで。統計制度の正確化、これは一つの課題ではないかと思えます。

Web参加の方もよろしいですか。

私の方から、今回認めるのは計算方式というか配分方法だけということですよ。確定するのはいつ頃になりますか。

○資源管理推進室長 今回お諮りするはこの方法ということで、3月末での漁獲実績が確定して、繰越数量が確定してこの方式に基づいて配分ということになりますので、4月又は5月ぐらいに御報告という形で審議会にお示ししたいと思います。

○田中分科会長 ということだそうです。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 特段、御反対、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第413号から第415号について、確認のため答申書を読み上げます。

答申書

4 水 審 第 48 号

令和5年3月17日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和5年3月17日に開催された水産政策審議会第123回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第413号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更

等) について

諮問第414号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更について

諮問第415号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等の変更等について

では、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、続きまして、審議事項に入ります。

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願いします。

○資源管理推進室長 引き続き、資源管理推進室長の永田から御説明いたします。

資料5を御覧ください。

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について、というものです。

この資源管理指針というものは、水産資源管理の在り方について国が定める基本の方針でありまして、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的な管理方策を魚種、あるいは漁業種類ごとに定める内容となっています。

この指針に基づいて、漁業者の自主的な資源管理の取組である資源管理計画の策定、あるいは実施が行われているというものでございます。

ただ、この1ページの下、本指針の位置付けについて、というところにも書いてございますが、改正漁業法の施行に伴いまして、この指針に基づく資源管理計画は漁業法に基づく資源管理協定に順次移行して、令和5年度末までに移行を完了することとしているところです。

このようなことなので、改正漁業法施行後も資源管理計画の資源管理協定の移行が完了するまでの間は、この指針に基づく資源管理計画の取組及び履行確認等が行われているところなので、引き続きこの指針を定め、必要に応じて修正を加えること、としているものでございます。

また、資源管理基本方針への位置付けが行われた資源につきましては、この指針の記載内容を順次整理し、資源管理基本方針と整合がとれた記述としてきているものでござい

す。

今回の改正につきましては、内容は新旧対照表の形で3ページから53ページまで非常に大部になっておりますが、新旧対照表の形でお示ししているとおりでございます。

この改正案は2月17日に開催されました第49回の資源管理協議会で検討されたものでございます。

非常に内容は多いので概要だけ御説明しますけれども、主な改正点としましては、令和4年度の資源評価結果や令和3年の漁業・養殖業統計年報の公表に伴って、資源評価や漁獲情報などの記載内容や図表を更新したというもので、こちらは毎年行っているというものでございます。

また、一部の大臣許可漁業、大中型まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業、海外まき網漁業につきましては、令和4年度に資源管理協定へ移行したことに伴いまして、漁業種類別の資源管理目標及び資源管理措置の記載内容を整理したというものでございます。

そのほか、17のめろ類につきましては、資源及び漁獲の状況の記載内容を最新の情報に更新したほか、昨年3月に策定されました水産基本計画の内容を反映し、さらには字句文言の整理を行ったものになっております。

最初にも申し上げましたとおり、この指針に基づく資源管理計画は令和5年度末までに資源管理協定への移行を完了することとしておりまして、これに伴ってこの指針は廃止するということとしております。このため毎年行っている資源評価や漁獲情報などの更新に伴うこの指針の改正は今回が最終となる見込みでございます。

なお、この指針に規定されておりますその他の自主的措置というもののうち、必要と考えられるものにつきましては、今後とも広域漁業調整委員会等において取組の検討を行っていくこととしていただいております。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

今年で終わりということよろしいですか。

○資源管理推進室長 はい。令和5年度末で廃止ということですので、データのアップデ

一トの改正というのは今回が最終ということであります。

○田中分科会長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 現在の資源動向をきれいに水産研究教育機構が中心となって多分まとめられていて、漁業者にとっても研究者にとっても有益な情報がここにたくさん書かれているというふうに理解して、私は高く評価しています。

しかしながら、今年度でおしまいということなのですが、何らかの形でこういうふうな評価が表に出てくるような体制、例えば水産白書とかそういったようなものを使ってもいいとは思いますが、そういったようなことができないのかというふうに考えていますけれども、そこら辺の継続性はいかがでしょうか。

○資源管理推進室長 私どもが作成した資料を褒めていただきまして、ありがとうございます。

令和5年度末をもってこの指針としては廃止するというところでございますが、今、頂いた御意見を踏まえて、どのような形でこれをまとめられるのか、公表できるのかということとはちょっと検討してまいりたいと思っております。

○木村委員 是非、それをやっていただいて、そして広く、例えばいろいろな学会だとか、漁業協同組合とかにそのファイルをお渡しすることによって、これはまだ内容が難しいところもありますので、かいつまんで再評価を加えて、情報発信をしていくということがあれば、漁業者間、あるいは研究者間の相互理解につながって資源管理がよりやりやすくなるのか高精度にいくのではないかとこのように感じました。

以上です。

○田中分科会長 私も同感で、これは機構が出している詳細な報告書全部を読むのは大変なんだけど、これだと要約になっているので、何が今どんな状態なのかと一目で分かる格好になっていて、とてもそういう意味では情報量としては有益なものです。全部読まなくてもいいので、何かの形で残せたら有り難いなどは私も思います。

ほかはよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について、は原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 特段、御反対、御異議はないようですので、そのように決定したいと思います。

います。

以上で審議事項は終了したいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項は、事務局より4件あります。

初めに、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料6を御覧ください。

こちらは、TACにつきまして、国の留保からの配分等について、事後報告で対応させていただいているものについての御報告でございます。

1ページ目に、現行制度で国の留保からの配分等について、事後報告扱いとさせていただいているものを(1)から(6)までの類型で示しておりますが、今回後報告いたします2件はいずれも(2)のものでございまして、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、関係者間の合意により留保から配分したというものでございます。

具体的な内容は2ページの表に記載しておりますとおり、令和5年2月27日に長崎県に3,000トン、令和5年3月10日に大中型まき網漁業に600トン留保から配分したというものでございます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら発言、よろしく願いいたします。

迅速な対応が望まれる案件だったと思います。

Web参加の方もよろしいですか。

特に御意見がないようですので、それでは、続きまして、太平洋くろまぐろの資源管理についてとくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について、併せてくろまぐろ関係2件の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 では、まず資料7-1を御覧ください。

こちらは前回の2月の資源管理分科会において御報告したものの以降、くろまぐろの枠の融通について6回行われております。その結果の御報告です。

まず、1ページ目の下が本年1月に実施しました要望調査の結果でございます。

この結果に基づいて、次のページの上に記載しておりますとおり、譲渡又は交換が成立

しております。かなり多数の県の間での融通ということで、数字を見ますと複雑になっておりますが、これが第6回融通ということで、2月10日に変更したものでございます。

続きまして、3ページの下のところは第7回融通というのですが、これは2月に実施しました要望調査の結果とそれに基づく成立した融通の結果というのが4ページ目の上に載っております。

このほか、都道府県間の協議により3月に4回融通が行われております。4ページ目の下から5ページ目、6ページ目の上まで書いてありますが、都道府県間の協議により4回の融通を3月に行っております。

これらの融通を行った結果の配分量につきましては、6ページの下及び7ページ上に小型魚、大型魚の方を載せておりますので、御確認していただければと思います。

続いて、資料8-1を御覧ください。

こちらがくろまぐろの漁獲可能量の追加配分及び配分量の融通に関する実施要領の一部改正についてという資料でございます。今後、予定しております改正について御報告いたします。

この要領はくろまぐろについて当初配分のほか、配分数量の融通、国の留保からの配分について、その方法や手続を定めているものでございます。

3ページ目以降に、改正の案、現時点の案を新旧対照表の形でお示ししております。

今回の改正の内容は大きく二つございまして、1点目は先ほどの諮問第415号で御了承していただきました令和5管理年度への繰越し及び追加配分の方法の変更に伴うものでございます。先ほど御説明しましたとおり小型魚につきましては、譲渡メリットにより配分数量の上限を設けるただし書きの追加、大型魚につきましては、大中型まき網への繰越配分を行わない、50トンを昨年行いましたが、それを行わないとすることと、譲渡メリットによる配分数量の上限を設けることとするというただし書を追加するという内容でございます。

二つ目が、過去の管理期間の漁獲実績が修正された場合の対応についての規定を置くというものでございます。

昨年11月の第120回資源管理分科会において、ルール化を検討すると申し上げていたものでございます。

具体的には4ページの下②と書いてあるところを御覧ください。

ここは小型魚についての規定のところですが、過去の管理機関の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において留保枠で対応することができることとする、というものでございます。

先ほどの諮問415号の御説明で申し上げましたとおり、未利用分が当初枠の17%を下回る状況になっておりますので、漁獲実績の修正があった場合には繰越数量に、国全体の繰越数量に直接影響を及ぼすような状況に今はなっておりますので、報告につきまして正確に、各都道府県は集計、報告していただき、この規定を使うことがないようにというのが一番ではございますが、このような規定といたしました。

大型魚につきましても6ページの②というところでございますが、同様の規定を置いているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

今の4ページというのは資料8だと10ページ。

○資源管理推進室長 ちょっと横長になっている、向きが違うので見にくいかもしれませんが、左下に4と書いてある……。

溶け込み版は右下で13ページと書いてあるところ、真ん中には7と、ちょっと複数の番号が……。

○田中分科会長 2か所ありますけど。

○資源管理推進室長 10ページの方が小型魚で、13ページの方が大型魚です。

○田中分科会長 そうですね。

以前、この分科会でちゃんとルールができてないからルール化してくれという要望があったことへの対応。過去の漁獲実績が修正されたというのは、間違っただとか過少報告とか、そういう案件があって、そのときの対応がちゃんとルールになっていなかったもので、改めてここでルール化したということですね。

よろしいでしょうか。

そういう意味ではこういう事態が起こらないことが望ましいというのは、全くそのとおりです。

特になければ、報告事項ですので。

次は遊漁について、よろしく申し上げます。

○沿岸・遊漁室長 報告事項、太平洋くろまぐろの資源管理についての中で、くろまぐろの遊漁の資源管理について御説明したいと思います。

沿岸・遊漁室長の松尾でございます。

資料7-2ですけど、資料7-1と書いてある束の9ページを御覧ください。

1の経緯のところに記載しておりますが、遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会の指示により、30キロ未満の小型魚の採捕禁止、30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告義務付け、また、大型魚について、全海区の採捕数量がTAC制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止とするという措置が導入されました。

導入2年目となった令和4年度におきましては、令和4年6月25日から30日まで、それから7月16日から8月31日までの間、その時期ごとにあらかじめ定めておりました上限の目安を超えるおそれがあったため、大型魚の採捕を禁止とし、さらに、採捕数量の累計が年度を通じての上限の目安である40トンを超えるおそれが生じたことから、本年2月15日以降は委員会指示の有効期間である3月31日までは採捕禁止となっております。

今般、委員会指示の期限が3月末をもって終了しますことから、その後継措置として、3年目となります本年4月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕を制限する委員会指示が、3月14日から16日にかけて開催されました日本海・九州西、太平洋、瀬戸内海の三つの広域漁業調整委員会においてそれぞれ発出されたところでございます。

指示の概要ですけれども、結論から言いますと、形式的、あるいはマイナーな変更を除きまして、現行の委員会指示をそのまま継続するという形になっております。

まず、(1)小型魚の採捕の制限ですが、これは現行の委員会指示と全く同じです。採捕は禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流。

次に、(2)が大型魚ですが、アの1尾数制限については現行指示と全く同じです。いわゆるバックリミットを定めたもので、1人1日当たり1尾を超えて保持してはならない、保持した人が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならないこととしております。

続いて、(2)のイの採捕重量等の報告については、これは現行の委員会指示から報告

期限を変更して、陸揚げの日から10日以内だったものを5日以内に短縮しております。これは時期ごと又は年間の採捕数量が上限に迫って禁止とした際に事後報告が積み上がるリスクを極力抑えるという目的によるものです。その他報告事項や方法については変更はありません。

次に、ウと次のページのエになりますけれども、これは委員会会長が期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨公示し、期間中は採捕禁止、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流するという内容で、委員会指示の内容自体は現行と全く同じです。

ただし、10ページ目の冒頭の※の期間指定の考え方のところで、この採捕を禁止する期間を公示するタイミングと指定する期間について現行と異なりますか、本年度から変更を加えております。

本年度はこの表に当たる部分ですけれども、6月の1か月、それから7、8月の2か月、9、10月の2か月、11、12月の2か月で区切りまして、それぞれの時期ごとに10トンの目安を超えるおそれがある場合、その時期の末日までを期限として指定し、採捕を禁止するという運用をしておりましたが、その結果、先ほど説明したとおり、それぞれ採捕禁止ということになりましたが、その中でも7月後半から8月末まで夏場が丸ごと禁止となったことについて、特にこの時期に漁場が形成される日本海の北の方の遊漁関係者でありますとか、遊漁船業者の方から不公平であるという御意見を多く承っているところです。

他方で、9月から12月にかけては、遊漁による採捕というのは再開されていたのですが、採捕が停止されるということもなく、さほど積み上がらずに推移しておりました。

一方で、年明け1月以降は、今度は太平洋側でまとまった採捕報告があり、2月15日には最終的に採捕禁止となったわけですが、年明け以降も一定の余剰を残しておく必要があるということが認識されたところです。

以上の本年度の運用結果を踏まえまして、令和5年度につきましては10ページの表にあるとおり、7月と8月を分けまして、逆に9から12月をまとめ、それぞれ表の上段の数量を目安に採捕を禁止することにしております。これは小刻みな形になっております。

また、令和6年1月から3月までの数量の考え方につきましては、表の下の※に示しておりますが、おおむね40トンと、4月から12月までの採捕数量の累計との差でありまして、仮にこの表のとおり採捕数量が推移していけば、6トンが年明けに残ることになります。

ただし、本年度につきましては、最終的に年間を通じて上限の目安であった40トンを超えて2.6トン超過する採捕数量となっておりますので、この超過分を令和5年度の年明けの時期から差し引くことで調整します。

なお、この40トン、年間上限の目安40トンの根拠につきましては、本年度と同様に国の留保のうち、遊漁による採捕に充当できる限界として現時点で想定しているものです。

令和4年管理年度以降のくろまぐろの国の留保は100トン程度とすることが決定されております。そのうち今年度と同じ考え方で、50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は調査船や実習船による漁獲への充当分として確保しておく必要があるため、その差引きが40トンということになります。

最後に、(3)指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までで、沿岸漁業のTACの管理年度と一致することになります。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いたします。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 御説明ありがとうございます。遊漁の資源管理は漁業者からもずっと求められていることなので、とても大事だと思うのです。1年、2年とやられて、このやり方というのがどれくらい有効なのか評価されてはどうかと思っているのですけれども、その辺りについて教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。どれくらいこれが有効に規制をかけられているのか、あるいは何か違反行為などもあるものなのか、そういったところでございます。

○田中分科会長 違反行為については。

○川辺委員 どれくらい有効なのかという……。

○田中分科会長 2回くらいあったんじゃない。

○沿岸・遊漁室長 違反ということですかね、遵守状況ということですか。

○川辺委員 そうですね。遵守ですね。

○沿岸・遊漁室長 委員会指示という形ではありますけれども、規制をかけておりますと色々な形で、小型魚を獲っている人がいるとか、採捕禁止されている期間であるにも

かかわらず、お客さんを乗せて出ている人がいるとか、そういう疑義情報みたいなものは日々我々の方に、あるいは都道府県の方に入ってきております。

そういうものがありまして、相手が特定できるような場合とかはこれは取締りということになりますけれども、現地の漁業調整事務所なり都道府県なりと連携しながら出向きまして、調査とその指導をするということを日々行っておりまして、それでも違反の事実が特定できた場合なんですけれども、これはあらかじめ違反者に対する対応方針というのを定めておりまして、まず委員会の会長名で指導文書というのを出しております。これは太平洋、日本海それぞれ今年度につきましては、実績がございます。

それでも言うこと聞かなければ、ここまでに至ったことはないですけれども、大臣による裏付け命令というものが出されまして、それに違反した場合には罰金50万円以上、懲役1年以上の罰則が適用されるということになっております。

○川辺委員 ありがとうございます。

評価というのは、こういうやり方でずっとやっていて有効なのかどうかということの評価するということです。遵守状況とか御対応についてはよく分かりました。しばらくはこれでおやりになるということですね。

○沿岸・遊漁室長 昨年3月に閣議決定されました水産基本計画に、くろまぐろの遊漁の管理の今後の目指すところというのが具体的に書かれておりまして、基本計画では将来的にくろまぐろですけれども、くろまぐろに関しては遊漁についても漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に移行していくことを目指すという方針が示されております。

ただ、一足飛びに遊漁にも管理区分を設けて、漁業と同じようにTACで管理することはまだ実態の把握も十分できてない中で困難な面がありますので、まずはこの委員会指示による規制といった取組を試行的に進めていって、この規制内容が十分遵守されるような実施状況などを踏まえまして、本格的なTAC管理への移行を将来的に検討していくということにしております。

○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

菅原さん、どうぞ。

○菅原特別委員 全日本釣り団体協議会の菅原でございます。

今年度も遊漁の漁業枠を頂けたことにお礼を申し上げたいと思います。

ですが、この時期的なやり方に対しては遊漁船の漁業者の方々から非常に不満を持っておられる方が多数いらっしゃいます。というのも、自分たちの海域にまぐろが来たときにもう獲れない状態になっているという声の方々から聞こえてきております。

できればこの期間ごとの枠組みにされるのではなく、海区ごと、若しくは都道府県ごと、それともう一つはいろいろな意見を聞いている中でいきますと、できればくろまぐろの遊漁に関しては認可制にしてほしいというふうに言われている方が多いです。

といいますのも、TACの管理をする中においても報告がちゃんとなされているかどうか分からないプレジャーボート、聞くとところによるとかなりの大型のクルーザーで日本全国を釣り回っているという話がこちらの方には届いております。そういうところが果たしてちゃんと報告されているのかどうかというのを遊漁者の方々は非常に懸念を持っておられる方が多いです。

そういうところもありまして、できればそれを認可制にさせていただきたいというのと、海区ごとに分けていただきたいというのが、できればそういう方向に変えていっていただければというのが私からの希望でございます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

これは検討課題ということで、よろしいですか。

○資源管理部長 先ほど松尾から申し上げましたように、現在委員会指示に基づきまして、多くの方にはしっかり報告していただいている。ですからこそ積み上がるという状況が生じているんだと思っております。

目標としましては、漁業と同じようなくろまぐろに関しましては管理を目指すということですので、今、菅原さんから頂いた御意見を踏まえまして今後の管理の在り方というのでしょうか、そういったものは考えてまいりたいと思います。

○田中分科会長 広域漁業調整委員会の方の意見、遊漁団体の方の発言を聞くと、組織で対応しているところはかなり対応していただいている。だから個人のやつがちょっとまだ網かけが十分でない可能性があるということだと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 川辺委員の言うところが私も一番懸念するところであるというところと、

今のお話を聞いていると、私は以前から懸念していたんですけれども、ここの報告のところ、今までは現行は10日以内、今度は5日以内と水産庁に報告と、例えばどのようなシステムで水産庁の方に上がってきているんですか。

ちょっと私から言わせれば、これから先、政府も水産基本計画で、漁業者と遊漁とも同じような同等の資源管理を扱うならば、漁獲報告システムのところを早期に確立して、というのは漁業者もいろいろまだ問題はあると思いますけれども、やはり漁業者というのはいろいろな漁業団体の中でシステムでやっていますからほぼほぼやれる。その中に一部少し不手際があったことはあるでしょうけれども、ただ遊漁の方になると、これはどこまで本当の数字なのか把握できない。

一応、今の実績報告でも何トンから何トン、こんな曖昧な数字、これから先、漁業者と同じような資源管理ができるんでしょうか。

そこをひとつお願いします。

○田中分科会長 まずは統計、報告のシステムについて。

○沿岸・遊漁室長 お答えします。この委員会指示に基づく報告義務を課しておりますので、その報告の方法というものを事務取扱要領というものの中で事細かに決めております。

いろいろな方法で報告する仕組みになっておりまして、古い方からいきますとファクス、メール、それからこれは水産庁の事業で、報告アプリというものを開発しておりまして、今、ラインアプリを使った形になっておりますけれども、それで報告することができる。報告事項も中にそれぞれ項目として定めております。

あとは水産庁のウェブ上で、報告ページというのがありまして、そこで報告されるケースというのも相当あります。大体その四つの方法で報告していただくということになっております。

5日以内というのは、T A C 報告だとか漁獲成績報告は大体10日以内なので、月締め10日なので10日としていたんですけれども、運用を見ておりますと大体皆さん5日以内には報告していただいているので、実施可能な内容だろうというふうに考えております。

まずはこういう形で報告をちゃんとしていただくということを徹底していくというのが今進めている取組の内容になっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、このような取組を進めていきつつ、将来的には漁業と同じレベルの数量管理を目指すということを取組として進めているところでございます。

○川越特別委員 5日は長いんじゃないかというのは、漁業者の方はやはり販売が目的であるということで、販売のいろいろな手続、売上げというところで日にちも掛かるんでしようけれども、遊漁の方は販売じゃないでしょう。遊漁の方は御家庭で食べられるんでしよう。そうしたら釣った日に報告できないんですか。5日も掛かるんですか。

それをもって今の話じゃないけど、大型のレジャーボートで全国を回っているような船があると。そういうようなのがあるということで、やはり釣ったものは5日までに報告というのは、遅いんじゃないですか。そういうアプリがあるとか、今のこの時代にSNS、アプリだとか皆さん使い慣れている時代に、やはりもう少し迅速な報告があってもいいんじゃないですか。

やはり漁業者はそれなりの生計を立てながら、いろいろな航海計画もあったりとか、販売計画もある中で、なかなか1日、2日で上がってこないから、こういう時間の猶予もあるでしょうけど、やはり遊漁の場合だったら、レジャーということでやはりそれが2日も、3日も、4日も、5日後に上がってくるということ自体、私はちょっと遅いと思います。もう少し検討していただきたい。

そういうファクスだとかいちいち電話連絡をやるんだったら、確かに時間的に掛かるかも分からんけど、アプリだとかホームページにそういう報告をあげますよということになれば、もう少し早くやるべきじゃないですか。そういうところはそういうこれからの資源評価の精度の向上だと思います。もう少しそういうところを考えていただきたい。そうせんことには、これから先、漁業者と同じ対等な資源管理なんか私はできないと思います。

○管理調整課長 遊漁の管理、大変難しいというのは我々も承知しているところでございます。おっしゃるとおり漁業者、市場にあげるというのがありますので、そこからたどれば確保できるとなるけれども、遊漁は自分で持って帰っちゃうとか、どこでもつけてあげちゃうというところで、非常に難しいところがあると思います。

我々もそういうのを認識してしまして、今は要するにいろいろな情報をもらっています。怪しいやつがいるぞとか、そういったことについては実際に都道府県とも協力しまして、検査なりをして、実際に指導といったものも送らせていただいているところでございます。

いろいろ難しい面があるんですけども、まずは周知というのも一つの手段だと思っております。遊漁者の方もくろまぐろが実際の規制がかかってきて、非常に關心持たれている。仲間内でアウトサイダーになりたくないという意識も持たれている方も多いです。そ

ういう意識の向上も含めて、何ができるか、何が効果的なのかというのはこれから考えていきたいと思います。

○田中分科会長 いろいろ課題はあろうかと思いますが。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 1点だけ確認といえますか、遊漁は漁業同様の扱いといえますか、そういったことを言われるわけですけど、いわゆるインバウンドというか外国の方の遊漁とかトローリング、そういったことは同様の扱いになるということですか。その中で遊漁のやっている方の国籍は問わない。

○田中分科会長 それは問わないよね。

○沿岸・遊漁室長 国籍は特段関係ありませんが、トローリングとなるとちょっとまた別の問題が出てきますので。外国人の漁業の規制に関する法律というのがあります。そこではトローリングというのとは一般的には……。

○齋藤委員 トローリングというのはいわゆる商業的なひき縄ではなくて、プレジャーボートのトローリングというのがあります。

○沿岸・遊漁室長 それは一般的にはできない。外国人だけではなくて、日本人の遊漁者もできない県が多いです。

ただこの委員会指示の規制内容について、国籍による区別というのはありません。

○田中分科会長 日本の水面で行われる限りは規制の対象になると。

多分遊漁も遊漁団体に属している船はちゃんと守っていただけるんですけど、そうでないのが問題なんですね、きっとね。

先ほど、川越委員から報告の不正確さというのがありましたけれども、慣れてないのでサイズの報告が余り正確ではないということもおっしゃっていました。釣ったことないので、50キロぐらいのまぐろを200キロと報告したり、すごいまぬけなことをやっているそうです。だから、サイズと長さから重さを出す換算式みたいなものを出してくれとかいう要望も出されていました。

小型魚も釣り上げてから放流すると死んでしまうので、かかって海にいる段階で長さで判断できるように、30キロというところちょっと安全も入れて40キロぐらいのやつの長さを教えてくれ、みたいな、そういう要望まで出されていました。

そういう団体に所属している方は真面目にやっという感じが思いますが、

うでないのがやはりちょっと問題かもしれません。

ほかはよろしいでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

○資源管理推進室長 度々申し訳ございません。資料の訂正が1か所ございます。

資料7-1の4ページを御覧ください。

4ページの上のところ、第7回融通と書いてあるところでございます。上の囲みのところ、「青森県及び東京都より小型魚合計17トン」と記載しておりますが、下の融通の概要のところ、「青森県、神奈川県」となっておりました。この概要のところは「東京都」が正しいので、「神奈川県」ではなく「東京都」に訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○田中分科会長 よろしいですか。「神奈川県」が「東京都」と。

特になければ、この議題はここで閉じさせていただきます。続きまして、漁業構造改革総合対策事業等の進捗状況について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 資料は9となります。

漁業構造改革総合対策事業、もうかる漁業でございますが、これの進捗状況について御説明いたします。

大中型まき網漁業の1件のプロジェクトが間もなく終了するところであり、本許可に移行するため、その状況を報告させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、大中まきの合理化といたしまして、安全性、居住性、作業性の向上のための網船を大型化する一方で、船団の隻数を削減することで適切に資源管理を行いながらコストを削減して経営を安定していく取組ということとなっております。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

こうした実地をやっていくわけでございますけれども、実証につきましては、海区ごとに沿岸漁業に配慮しながら実地をしております。各まき網の操業につきましては、海区ごとに異なりますので、海区に応じた取組状況を踏まえて本許可に移行しているところでございます。

その際に、許可の取扱い方針に基づきまして、漁獲が増大しないことなど確認の上、許可への移行を行っているところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。

これは今回の第三十一源福丸船団の状況となっております。主に東海黄海におきまして、あじ、さば、いわし等を対象とした操業を行っております。

上の表のとおりに199トンの網船を導入し、船団を5隻から4隻体制に転換を図っているところでございます。

下の表、漁獲漁を同様の操業形態の他船団と比較したもので、実証前に比べて実証開始後の漁獲能力は増大しておらず、資源管理上は問題ないと認められるところでございます。

また、資料に載っておりませんが、収益性についてでございますけれども、船団規模の縮減によりまして、コストが押さえられました結果、1年目は利益の確保といったものができたところでございますが、2年目は漁場の形成状況が悪いというふうなことで、水揚げが計画に届かなかったということで、マイナス収支となっていたということでございます。

当該船団につきましては、資料2ページの許可の取扱方針に照らしまして、問題ないと認められることから、操業終了となる令和5年3月31日の後、本許可を行っていくとしております。

以前より御説明したとおり、この構造改革の取組は今後とも透明性ある形で進め、沿岸漁業にも十分に配慮しながら実地していきたいと考えております。

資料の5ページ以降はもうかる漁業の実施状況ですとか、あるいは9ページ以降、震災復興のがんばる漁業の実績状況といったものを参考に付けさせていただいているところでございます。

報告は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

それでは、特になければその他に移りたいと思いますが、何かございますでしょうか。

委員の皆様からでも。

事務局もよろしいですか。

それでは、特にならなければ、次回会合の日程について、事務局から案内をよろし

くお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、4月24日の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のために開催することがあれば、御連絡させていただきたいと思っております。

○田中分科会長 4月24日ということなので、御予定をしていただければと思っております。

それでは、以上で本日予定しておりました議事はこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。

御審議の御協力、ありがとうございました。